

「新成人の皆さんへ」

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度で、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については町役場または年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-20003
鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-20005

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。

岡山県内の特定最低賃金が改定されました。

特定最低賃金(岡山県内)	時間額	発効日
耐火物製造業	880円	平成28年12月16日
鉄鋼業	896円	平成28年12月8日
一般機械器具製造業	873円	平成28年12月16日
電気機械器具製造業	809円	平成28年12月8日
自動車・同附属品製造業	858円	平成28年12月24日
船舶製造・修理業・船用機関製造業	890円	平成28年12月21日
各種商品小売業	816円	平成28年12月10日

※特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。

岡山県最低賃金 757円 平成28年10月1日

お問い合わせ先 岡山労働局労働基準部賃金室(TEL086-225-2014) または最寄りの労働基準監督署へ

鳥取県中部地震義援金の受付について

日本赤十字社では、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震に対する義援金を受け付けております。(受付期間 平成29年3月31日(金)まで)

場所は鏡野町役場保健福祉課、各振興センター、町内の各公民館で、受付時間は8:30~17:15です。(役場・各振興センターは平日、公民館は開館日に受け付けています。)皆様のご協力をお願いいたします。

熊本地震災害義援金では、多くの皆様にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。鏡野町での義援金の受付状況は、2,595,997円になります。(平成28年11月29日現在)

引き続き鏡野町役場保健福祉課で義援金を受け付けております。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて全額被災された皆様に届けられます。領収証の発行を希望される方は、その旨を義援金箱に入れる前に役場保健福祉課職員もしくは各振興センター窓口にお申し出ください。

お問い合わせ先 鏡野町 保健福祉課 福祉係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

林業退職金共済制度

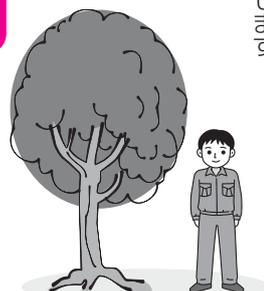
(林退共)からのお知らせです

林業の仕事をしていない方がありませんか?

林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしてきたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べいたします。

また、羅災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄の支部又は本部へお問い合わせ、ご相談下さいますようお願いいたします。



お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

TEL03-6731-2000

東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

電話 03-6731-2000

FAX 03-6731-2000

・詳しくはホームページ「お問い合わせ」をご覧ください。

http://www.rintaiyo.taisyokukin.go.jp/